**平成２４年（フ）第５４号**
長崎県長崎市野母町548番地３
債務者　永吉　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
長崎県長崎市葉山１丁目27番２号　エクシード葉山202、旧住所長崎県長崎市滑石１丁目29番50号
債務者　吉田　政隆
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７８号**
長崎県長崎市岩川町17番19号　白鳩マンション203
債務者　山岸　歳明
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７号**
鹿児島県枕崎市桜山町337番地
債務者　井上　陽一（旧姓徳留・小田）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２４年（フ）第３９号**
北海道苫小牧市澄川町６丁目７番18号　サンサンハイツ203号
債務者　近藤　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第１１９８号**
宮城県多賀城市下馬１丁目１番１－２号
債務者　鈴木　和男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１９９号**
宮城県多賀城市下馬１丁目１番１－２号
債務者　鈴木加代子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
宮城県塩竈市一森山８番５号　シーサイドコーポ202号
債務者　三浦　由希
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９号**
岐阜県飛騨市神岡町森茂55番地　山之村住宅Ａ―102号室
債務者　伊藤　博文
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３７６号**
名古屋市中川区野田１丁目502番地
債務者　山本　泰幹
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４２９号**
愛知県瀬戸市萩山台７丁目７番508号
債務者　高井　麻美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８０号**
愛知県岡崎市美合町字三ノ久保45番地　月見荘Ｂ－１
債務者　倉橋　里美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８１号**
滋賀県守山市小浜町563番地の３
債務者　井上　輝夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第８５号**
滋賀県野洲市吉川1337番地１
債務者　武田　繁治
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０３号**
大津市仰木の里東５丁目11番10号、前住所滋賀県草津市野路１丁目16番13―1202号アメニティ南草津Ｖ
債務者　橋本　純一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０７号**
兵庫県加古川市東神吉町神吉1062番地
債務者　左近　　貢
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１１５号**
兵庫県姫路市野里寺町16番地　野里寺町中村コーポ202
債務者　佐野　英美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部